



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(10)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

滋賀県監査委員	清水	鉄次
〃	奥	博
〃	村尾	慎哉
〃	河瀬	隆雄

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	文化スポーツ部スポーツ課
監査実施年月日	令和5年7月13日
監査結果報告年月日	令和5年12月1日
監査の結果	令和4年度に県が取得し、指定管理者に使用させている県有物品について、物品管理台帳への登録手続が行われていない事例や、基本協定書等に定めがない事例が多数認められた。 については、指定管理施設における県有物品について、管理状況の全体像を早急に把握し、必要な登録手続等を行うとともに、今後は指定管理者との連携をより密にし、適切な物品管理を徹底されたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	指摘があった物品については、取得実績を改めて確認の上、漏れなく物品台帳への登録手続を行った。 また、指定管理者が管理すべき物品は、一覧表の共有を行うなど、適正な手続を完了したところである。 今後は、令和6年2月27日付で県制度所管課から発出された指定管理者制度導入施設における備品の管理に係る通知に基づき、指定管理者と密に連携し、適宜の情報共有や定期的な棚卸を通じて、指定管理施設における県有物品の管理状況の全体像を把握することで、適切な物品管理を徹底していく。

監査実施対象機関名	健康医療福祉部子ども・青少年局
監査実施年月日	令和5年8月28日
監査結果報告年月日	令和5年12月1日
監査の結果	児童扶養手当に係る振込資金について、金融機関から返還の必要が生じたため、資金前渡職員口座で受け入れた後、速やかに行うべき戻入手続を怠ったことにより、会計年度を超えて長期にわたり口座に保管されている事例が認められた。 さらに当該資金を目的外の会場使用料として流用し、支出されている事例が認められたため、今後は公金の管理・執行に厳正を期されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

資金前渡職員口座に資金が長期間保管されないよう県の金庫等管理要領に基づいた定期的な記帳と残高確認を徹底するとともに、児童扶養手当に係る振込資金の返還手続について事務処理手順を定め、関係職員に対して周知徹底を図った。

また、資金を払い戻す際には、必ず資金前渡職員が支出命令決議書の決裁状況と入金日を確認した上で日付を記載した払戻書を作成することとした。

今後もこれらの措置を徹底し、公金の管理・執行に厳正を期していく。

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和5年12月1日
-----------	-----------

監査の意見

(1) ミシガン州立大学連合日本センター設置の長期的効果について(総合企画部国際課)

ミシガン州立大学連合日本センター(以下「センター」という。)は、「日米両国、特に滋賀県とミシガン州のさらなる友好関係に寄与する」「双方の人々が共に学習・研究する場を通じて、語学、文化、習慣などについて相互の理解と認識を深める」「広く地域に開かれた国際教育交流の拠点とする」ことを目的に、留学生向け日本語プログラム、地域の方向けに英語プログラム、留学生と地域の方々との交流に取り組んでいる。

センターは、県から委託を受けた公益財団法人滋賀県国際協会が運営しており、県は毎年年間4千万円前後の費用負担をしている。併せて、施設の老朽化に伴い、今後、更なる県の負担増加が危惧されるのである。

こうした中、今年度、本県とミシガン州との友好姉妹都市提携55周年を迎え、9月には、ミシガン州知事等関係者が、本県知事を訪問された。

今後においても、本県とミシガン州の国際友好・親善を深めていく上で、センターは重要な役割を果たすものと考えられるが、そのためには、センターの設置目的に沿って、どのような成果がありその役割を果たしてきたのか、また、いかにして県民の福祉の向上に貢献してきたのか、さらに、センターに投資した財源に見合うだけの成果を上げているのかなど、これまでの投資に係る総括・検証を行い、その結果を県民に明らかにする必要があるが、これまで総括・検証は行われていない。

については、55周年を契機に、こうした総括・検証を早急に実施するとともに、これまでの成果・反省点等を踏まえて、今後、県として施設老朽化対応等の財政的負担も含めてセンター運営をどのように行っていくのか、単年度ベースのみならず、中長期的な視点も踏まえて、不断の検証・見直しを行われない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合企画部国際課)

センターは、姉妹県州協定を締結している滋賀県とミシガン州が、提携20周年を迎えた1989年に両県州が交わした「ミシガン州立大学日本センター設立に関する協定書」に基づき設置され、滋賀県民とミシガン州の学生がお互いの言語、習慣、文化についての学習、研究を通して相互理解を深めるとともに、広く地域社会に開かれた国際交流の拠点とすることを設置目的としている。滋賀県が行政財産として校舎および宿舎を維持管理(公益財団法人滋賀県国際協会(以下「協会」という。)に委託)し、ミシガン州に15校ある州立大学の連合団体がセンターでのプログラム運営を行っている。

センターにおいては、令和6年2月末時点で累計3,468名のミシガン州からの留学生を受け入れるとともに、16,354名の県民、県内大学、県内企業等に対する英語プログラムの提供、高校の海外研修に係る事前研修の開催や小学校への出前講座などを行い、広く地域に開かれた国際教育交流の拠点として、本県の英語教育の質向上や国際交流機会の提供など、県民の福祉の向上に広く貢献してきた。

一方で、事業遂行のために必要な施設については、令和6年で築35年目を迎え、施設の老朽化が課題である。センターは県有施設であり、平成28年度から10年間にわたり定められている「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」における長寿命化対象施設として、長期保全計画により、施設の劣化や老朽化の進行を極力抑える予防保全工事を実施し、計画的に改修している。「滋賀県長寿命化ガイドライン」では目標使用年数を65年としており、今後も計画的に投資していくことから、施設管理者として長寿命化を図るため、「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき、適切な点検実施を行い、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応に努める。

これらのセンターへの投資に係る総括・検証についてはこれまで十分実施できていないため、令和6年度中を目途に、協会やミシガン州立大学連合、関係機関と連携し、過去からの事業実施の状況や成果を総括・検証

する。また、こうした総括・検証が一過性なものとならないよう引き続き不断の検証・見直しを行うこととする。

事業に対する総括・検証を通じ、財政的負担の軽減も含めて改善点を見出し、効率的な施設の維持管理・運営を行うとともに、経済・文化・社会など様々な分野でグローバル化が進む現代にさらに適応する国際交流の拠点として活用していく。

監査結果報告年月日	令和5年12月1日
-----------	-----------

監査の意見	
-------	--

(2) CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金事業について(総合企画部CO₂ネットゼロ推進課、土木交通部建築課)

県では、2050年のCO₂ネットゼロ社会の実現を目指し、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する事業の円滑な推進を図るため、原資積立額15億円のCO₂ネットゼロ社会づくり推進基金(以下「基金」という。)を設置し、令和4年度から令和7年度の4年間を想定期間として、「各部門の省エネの取組を推進するための県独自施策」「将来のCO₂ネットゼロ社会を見据えた施策」「CO₂ネットゼロに向けた県庁率先行動」等の事業に取り組んでいるが、令和4年度における基金の活用実績は、7部局21事業の約1億円にとどまっている。

活用実績が伸び悩んだ要因として、「令和4年度より基金を活用して新規に開始を予定していた複数の事業について、国の交付金に振り替えることが可能となり、その結果、基金の充当額が減少したこと」などが考えられるが、急速に進行する地球温暖化により豪雨や猛暑へのリスクが高まるなど、その状況がますます厳しさを増している中、こうした気象変動への対応について、スピード感を持って、様々な施策をより積極的に推進すべきである。

については、これまでの活用実績等に係る検証を行い、例えば、更なる活用促進を図るため、補助率の見直しや事業者や家庭等のニーズを十分に把握し、実態に沿った使い勝手のよい魅力ある事業を検討されるなど、創意工夫を凝らした事業展開を図られたい。

また、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて、まずは県が率先して、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるための取組を推進することが求められている。加えて、昨今の電気代の高騰に鑑み、県有施設における電気使用料の増加が懸念されることから、自家発電・自家消費による経費削減の観点からも、県有施設における太陽光発電パネルや照明のLED化に係る現状や設置の可能性などを早急に把握し、更なる設置・導入促進に努められたい。

併せて、施設の営繕工事におけるCO₂排出量削減に資する仕様の付加等にもより一層努められたい。

さらに、基金事業の枠組みの一つである「将来のCO₂ネットゼロ社会を見据えた施策」において、「新たな産業の創出や、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくり」などの事業に取り組むとされていることから、既存事業の枠に捉われず、太陽熱や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大など、事業者・家庭・市町をさらに巻き込んで、CO₂ネットゼロ社会づくりの実現に向けて取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合企画部CO₂ネットゼロ推進課)

基金の充当減については、国が令和4年度の補正予算で物価高騰対策として創設した「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」へ振り替えたことに起因するものであり、当初に予定していた事業は着実に実施できたものと考えている。

令和6年度当初予算においては、これまでの活用実績等の検証を行い、約4.7億円を充当することとしており、CO₂ネットゼロ社会づくりに資する事業の加速化を図る。

また、県有施設における太陽光発電の導入や照明のLED化については、令和5年度に当課が実施した設置に向けた調査結果を踏まえ、令和6年度当初予算において、LED化の費用として約7.2億円を計上したところである。次年度以降も導入ができるように鋭意検討を進めていく。

基金事業の枠組みの一つである「将来のCO₂ネットゼロ社会を見据えた施策」とは、将来の温室効果ガス排出量の削減につながる可能性がある事業に充当することを意味しており、エネルギーの地産地消に向けた取組など様々な部局のチャレンジングな事業にも積極的に基金を活用している。令和6年度は6件の新規事業において基金を活用するとともに、更なる活用に向けて全庁を挙げて取り組んでいく。

(土木交通部建築課)

当課では令和3年度から組織目標に掲げて、県有施設の営繕工事におけるCO₂排出量削減に資する仕様の

付加等に取り組んでいる。

今後も引き続き、高効率機器や断熱工法などの情報収集を行い、県産木材の活用とあわせ、この取組を更に促進していく。

監査結果報告年月日	令和5年12月1日
-----------	-----------

監査の意見	
-------	--

(3) 国スポ・障スポ大会の開催による県の活性化について（文化スポーツ部スポーツ課、国スポ・障スポ大会局）

県は、令和7年の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催を目指して準備を行ってきたが、大会開催まで2年を切ったにもかかわらず、大会の認知度は、令和4年度目標値55%に対して、実績値は46.2%と目標に達していない。残された期間で、県民総参加の大会とするため、より多くの方々に大会の開催を知っていただくことが重要である。そのためには、同時期に開催予定の大阪・関西万博との連携など、スポーツ分野のみならず、観光を含めた幅広い分野を俯瞰した上で、効果的・効率的に広報啓発活動等を実施する必要がある。

また、大会の開催・運営を成功裏に終わらせることはもとより、多額の経費を要した施設を、いかに県有財産として有効に活用し、大会のレガシーを引き継ぎ、次世代に継承していくのかという視点も非常に重要である。県では、この「スポーツの祭典」を通じて、滋賀の新たな時代の創造につながるレガシーを創出し、次世代に継承していくため、「2025滋賀レガシー」として、「大会終了後の7つの滋賀の姿」を示し、実現することとしている。

については、大会を成功に導くための県の意気込みや「2025滋賀レガシー」実現のための具体的な施策や取組等を県民に分かりやすく示されるとともに、シンボルスポーツの創出や未来の滋賀のスポーツを担う人材育成など、スポーツ熱の更なる高揚やスポーツを通じた本県の活性化に取り組まれない。

併せて、大会終了後には、事業効果の検証・総括を行うとともに、各施設の維持管理費用など、多額の経費負担が想定されることから、中長期的な視点で歳入・歳出のバランスを図り、計画的な施設運営に努められるとともに、広く県民に利用され住民の福祉の増進に資する施設の在り方を検討し、その活用に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（文化スポーツ部スポーツ課、国スポ・障スポ大会局）

大会の開催は、県民のスポーツ活動の促進や健康・体力の保持増進のほか、滋賀の魅力発信や地域経済の活性化、さらには障害への理解促進等を進める絶好の機会であると認識している。

大会に向けた機運醸成のため、幅広い分野と連携した広報啓発の取組が必要であり、令和5年11月に県市町ワーキンググループを立ち上げ、定期的に大会の魅力発信のための議論を行っているほか、大阪・関西万博の関連イベントにおいて大会の広報・啓発を実施しているところである。

また、大会開催に向けて部局横断的に施策を推進するためレガシー2025創出推進本部を立ち上げ、開催準備の進捗状況や関連施策、課題等について議論するとともに、開催基本構想に掲げる7つのレガシー創出に向けた取組を具体化していくこととしている。

今後も、スポーツを「する・みる・支える」の各観点から多くの県民に大会への関心を持っていただき、大会ボランティア等多くの県民に参加いただくため大会の周知に努めるとともに、大会で盛り上がったスポーツ熱を冷まさないようレガシー創出につながる取組を、市町、企業等とも連携して進めていく。

加えて、大会終了後には、事業効果の検証・総括を行うとともに、各会場の競技の盛り上がりやシンボルスポーツにつなげることなどで、レガシーをもとにしてスポーツ振興を飛躍させるだけでなく、施設利用者の確保につなげ、中長期的に安定した施設運営に取り組んでいく。

監査結果報告年月日	令和5年12月1日
-----------	-----------

監査の意見	
-------	--

(4) 環境こだわり農業の推進について（農政水産部みらいの農業振興課、各農業農村振興事務所）

本県の環境保全型農業直接支払交付金の耕地面積に占める取組面積率は日本一であり、平成30年度の制度見直しによる複数取組の廃止や国際水準GAPの要件化等に伴い、減少傾向にあるものの、微減にとどまっている。

しかし、農業農村振興事務所の定期監査において、環境こだわり農業による水稲や大豆の作付面積が減少

傾向にある実態がうかがえた。米の需要減少等により主食用米の作付けが減少傾向という背景もあるが、環境こだわり農業、とりわけオーガニック農業は、栽培に手間がかかり、生産コストも高くなる一方で、それに見合った販売価格となっていないことも、担い手の高齢化により、後継者となる若い世代の農業者や大手農業法人などが、環境こだわり農業に取り組むことを躊躇される要因の一つではないかと考えられる。

こうした状況を改善するためには、農業者の方々の手間や苦労が正当に評価され、環境こだわり農産物等が、市場において高値で取引されることにより、農業所得の増加につながる仕組みを構築することが、今後も高齢化の進行が予測され、後継者の育成が喫緊の課題である本県農業の現状に鑑み、非常に重要な視点である。

また、そうした仕組みの構築に当たって、生産者である農業者の視点のみならず、高値であっても、食の安全・安心や琵琶湖をはじめとする環境保全など全ての観点から、消費者自身が環境こだわり農産物等に魅力・幸福感を感じ、購入に至る動機付けが必要である。

については、環境こだわり農産物等のブランド力・認知度の向上による更なる販路開拓や流通拡大などにより、安定した農業経営を成立させるために、環境こだわり農産物等を購入する消費者にインセンティブを付与する等、関係部局が連携し、より実効性のある取組を検討・実践され、環境保全型農業先進県として、県内外に本県の環境こだわり農産物等の魅力を発信されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部みらいの農業振興課、各農業農村振興事務所)

環境こだわり農産物等のブランド力・認知度向上の取組については、滋賀県環境こだわり農業推進条例に基づき令和5年3月に策定した「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」の重点施策の一つに位置づけ「環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売を強化」することとしている。

その一環として、令和5年度には、環境こだわり農産物等の店頭での販売コーナーの設置や、環境こだわり農産物を使用している旨を明記する簡易表示、量販店等における環境こだわり農産物等の販売促進・PR活動への支援を行っているところである。

また、環境こだわり農産物の魅力を広く伝え、理解を深めていただく取組として、小学生等を対象とした動画や学習補助教材を作成しており、今後、県内の小学校等において活用を勧めていくこととしている。

令和6年度の主な取組としては、「オーガニック栽培」や「化学肥料や殺虫・殺菌剤を使用しない栽培」に限定した近江米新品種「きらみずき」の生産拡大と併せ、厳しい基準のもとで生産された際立つおいしさを持つ新品種であることをPRするとともに、量販店等で購入される消費者にインセンティブとなるポイントを加算することで購入の動機付けを行い、おいしさと一歩進んだ環境こだわり米の価値に共感いただき、一定水準の価格でも再び買っていただける好循環を生み出して行くことで生産者の努力に応える取組を進めることとしている。

今後も関係部局・団体と連携し、生産から流通・販売における課題を克服しながら、環境こだわり農産物等の魅力発信や普及拡大を進めていく。

監査結果報告年月日 令和5年12月1日

監査の意見

(5) 一般会計からの繰入金について(病院事業庁経営管理課)

公立病院は地方公営企業として独立採算の原則により運営されているが、その一方で、本来、県が担うべき不採算医療や高度・先進医療等については、一般会計において負担するものとされている。

令和4年度決算においては、病院事業への一般会計からの繰入金は、高度医療機器の運営経費と小児病院運営経費の追加などにより前年度に比べて約7億6千8百万円の大幅な増額であった。総合病院では、高度医療を提供するため、いち早く高額医療機器の整備に取り組んでいる。

公立病院は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下で不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことが求められている。このため、国の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」では、病院事業庁が策定する経営強化プランにおいて、公立病院が果たすべき役割・機能に対応する形で、一般会計が負担すべき経費の範囲についての考え方およびその算定基準(繰出基準)を記載することとされている。

現在、病院事業庁では令和4年3月に策定された第五次滋賀県立病院中期計画を前述の国の「ガイドライン」に基づく経営強化プランとするため、必要な改定を進められている。

については、病院事業への一般会計からの繰入金について、ガイドラインで求められている経費の範囲の考

え方とその算定基準(繰出基準)など一般会計で負担する必要性を県民に分かりやすく説明し、県民の理解が得られる経営強化プランを策定し、持続可能な県立病院経営となるよう中期計画の改定作業を進められたい。

併せて、今後の施設・設備の整備に当たっては、費用対効果の観点から、適切な設備投資に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(病院事業庁経営管理課)

病院事業への一般会計からの繰入金については、第五次滋賀県立病院中期計画において、主な繰入金の充当事業の概要について記載していたところであるが、今回の中期計画の改定にあたっては、一般会計の負担の考え方と必要性および繰入金が充当される事業全てについて事業の内容や繰出基準を記載することとした。併せて、今後の決算においては、該当する事業の実績等を県民へ発信し、理解が得られるよう説明することとしている。

また施設・設備の整備については、これまでから県民が望む質の高い医療を提供することにより命と健康を守るという基本方針のもと、一般の医療機関では対応が難しい政策医療や不採算医療に係るものに取り組んできた。公営企業として高度で安全な医療の提供と併せて経済性の発揮を求められていることから、今後も、県立病院に求められる医療を持続的に提供していくため、必要性や効果、耐用年数、費用等を十分精査し整備を行っていく。